

南部保健医療圏災害時小児周産期医療体制検討委員会設置要綱（案）

（平成 29 年 9 月 日医療整備課長決裁）

（平成 29 年 9 月 日川口保健所長決裁）

（設置）

第 1 条 南部保健医療圏における災害時の小児周産期医療体制の構築に当たり、必要な事項を検討するため、南部保健医療圏災害時小児周産期医療体制検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 検討委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 災害時における小児医療体制に関すること。
- (2) 災害時における周産期医療体制に関すること。
- (3) その他災害時医療体制に関し必要な事項

（構成等）

第 3 条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから第 8 条に定める検討委員会事務局の長が選任する者をもって構成する。

- (1) 埼玉県災害時小児周産期リエゾン
- (2) 埼玉県医療対策協議会周産期医療部会委員
- (3) 地域周産期母子医療センター及び中核病院の医師
- (4) 医師会から推薦を受けた医師
- (5) 埼玉県地域災害医療コーディネーター
- (6) 保健所長
- (7) 関係市（消防本部及び災害医療担当課）の職員
- (8) その他必要と認められる者

2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 検討委員会に、会長及び副会長 2 人を置く。

2 会長は川口市医師会長の職にある者をもって充て、副会長は埼玉県医療対策協議会周産期医療部会委員の職にある者をもって充てる。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月 日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の選任及び第8条の規定による検討委員会の庶務その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。